

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（昭和二十三年政令第三百三十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（旅費）</p> <p>第一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「法」という。）第七十五条の規定により参考人又は鑑定人が請求することができる旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費とする。</p> <p>2 法第七十五条の規定により参考人又は鑑定人が請求することができる旅費の額は、旅行（出頭（法第四十七条第一項第一号の規定による出頭（同条第二項の規定による場合を含む。）をいう。次項及び第四条第一項において同じ。）又は鑑定（法第四十七条第一項第二号の規定による鑑定（同条第二項の規定による場合を含む。）をいう。以下同じ。）及びこれらのための移動をいう。以下同じ。）のため前項に規定する旅費</p>	<p>（旅費）</p> <p>第一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「法」という。）第七十五条の規定により参考人又は鑑定人が請求することができる旅費は、鉄道賃、船賃、船賃、路程賃及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行について支給する。</p> <p>2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級以下で公</p>

の各種目について現に支払った額（次条の規定により計算した当該種目の基準額が、当該種目について現に支払った額より少ない場合は、当該計算した当該種目の基準額）の合計額とする。

3 旅費の基準額は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行をした場合によつて計算する。ただし、出頭若しくは鑑定のため必要がある場合又は天災その他やむを得ない事情がある場合において、最も経済的な通常の経路又は方法により旅行をし難いときは、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第二条 鉄道賃は、鉄道（国家公務員等の旅費に関する

正取引委員会が相当と認める等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては公正取引委員会が相当と認める等級の運賃）、急行料金（特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもには特別急行料金、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものには普通急行料金又は準急行料金）並びに公正取引委員会が支給を相当と認める特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金（座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。）によつて、路程賃は一キロメートルにつき三十七円以内において公正取引委員会が相当と認める額によつて、航空賃は現に支払った旅客運賃によつて、それぞれ算定する。

3 天災その他やむを得ない事情により前項に定める額の路程賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、同項の規定にかかわらず、路程賃の額は、実費額の範囲内とする。

（新設）

法律施行令（令和六年政令第三百六号。以下「旅費法施行令」という。）第五条第一項に規定する鉄道をいう。次項及び第七項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その基準額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公正取引委員会が相当と認めるものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 急行料金

三 寝台料金

四 座席指定料金

五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、本邦（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百四十四号）第二条第二号に規定する本邦をいう。以下この項及び第四項において同じ。）における移動の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国における移動（外国（同条第三号に規定する外国をいう。以下この条において同じ。）における移動（本邦と外国との間における移動を含む。以下この条において同じ。）をいう。第四項及び第六項において同じ。）の場合

合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

3 船賃は、船舶（旅費法施行令第六条第一項に規定する船舶をいう。次項及び第七項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その基準額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公正取引委員会が相当と認めるものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 寝台料金

三 座席指定料金

四 前三号に掲げる費用に付随する費用

4 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、本邦における移動の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国における移動の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

- 5| 航空賃は、航空機（旅費法施行令第七条第一項に規定する航空機をいう。次項及び第七項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その基準額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公正取引委員会が相当と認めるものに限る。）の額の合計額とする。
- 一| 運賃
 - 二| 座席指定料金
 - 三| 前二号に掲げる費用に付随する費用
- 6| 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額（外国における移動の場合であつて、著しく長時間にわたる移動として公正取引委員会規則で定めるものをするときは、最下級の直近上位の級の運賃の額）とする。
- 7| その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その基準額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、公正取引委員会が相当と認めるものに限る。）の額の合計額とする。
- 一| 旅費法施行令第八条第一号に掲げる費用

二 旅費法施行令第八條第二号又は第三号に掲げる費用

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

8 宿泊費は、宿泊に要する費用とし、その基準額は、公正取引委員会規則で定める額に宿泊に係る夜数を乗じた額とする。

9 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その基準額は、当該移動に係る第一項から第七項までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の基準額並びに当該宿泊に係る前項の規定による宿泊費の基準額の合計額とする。

(手当)

第三条 法第七十五条の規定により、参考人又は鑑定人が請求することができる手当は、日当及び特別手当とする。

2 日当は、旅行に必要な日数に応じて支給し、その額は、参考人については一日当たり八千四百五十円以内において、鑑定人については一日当たり八千五百円以内において、それぞれ公正取引委員会が相当と認める額とする。

(手当)

第二条 法第七十五条の規定により、参考人又は鑑定人が請求することができる手当は、日当、宿泊料及び特別手当とする。

2 日当は、出頭又は鑑定及びこれらのための旅行（以下「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給し、その額は、参考人については一日当たり八千二百円以内において、鑑定人については一日当たり七千八百円以内において、それぞれ公正取引委員会が相当と認める額とする。

(削る)

3|
(略)

(削る)

(請求の手續)
第四条 (略)

3| 宿泊料は、出頭等に必要な夜数に応じて支給し、その額は、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）別表第一に定める甲地方である場合については一夜当たり八千七百円以内において、同表に定める乙地方である場合については一夜当たり七千八百円以内において、それぞれ公正取引委員会が相当と認める額とする。

4| 特別手当は、鑑定について特別の技能若しくは費用又は長時間を要したときに、鑑定人に対して支給するものとし、その額は、公正取引委員会が相当と認める額とする。

(旅費等の計算)

第三条 旅費（航空賃を除く。）並びに日当及び宿泊料の計算上の旅行日数は、最も経済的な通常の経路及び方法によつて旅行した場合の例により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(請求の手續)

第四条 旅費及び手当は、参考人については出頭後、鑑

<p>2 参考人又は鑑定人が、公正取引委員会規則で定め やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した ときは、各種目ごとに、当該旅行のため既に支出した 金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する 金額で公正取引委員会規則で定めるものを旅費として 請求することができる。</p>	<p>定人については鑑定後、いずれも三十日以内に、これ を請求しなければならない。 (新設)</p>
---	--

○公正取引委員会規則第二号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令(昭和二十三年政令第三百二十二号)第二条第六項、第八項及び第四条第二項の規定に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

公正取引委員会委員長 古谷 一之

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する規則

(定義)

第一条 この規則において使用する用語は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「法」という。)及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令(以下「令」という。)において使用する用語

の例による。

(著しく長時間にわたる移動)

第二条 令第二条第六項に規定する著しく長時間にわたる移動として公正取引委員会規則で定めるものは、

一の移動区間における飛行時間が二十四時間以上の移動とする。

(宿泊費基準額)

第三条 令第二条第八項に規定する公正取引委員会規則で定める額は、一夜当たり、国家公務員等の旅費支

給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号)第十三条第一項の規定により一般職の職員の給与に関する法

律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)の二級の職員に適用

される額に相当する額とする。

(やむを得ない事情)

第四条 令第四条第二項に規定する公正取引委員会規則で定めるやむを得ない事情は、参考人又は鑑定人が

公正取引委員会の審査に関する規則(平成十七年公正取引委員会規則第五号)第九条第二項第四号の日時

若しくは場所の変更を受けた場合及び傷病その他公正取引委員会が相当と認める事情とする。

(旅行を中止し、又は変更した場合における旅費)

第五条 令第四条第二項に規定する公正取引委員会規則で定めるものは、次に掲げる金額とする。

一 令第二条第一項、第三項、第五項、第七項、第八項及び第九項に規定する各種目について、当該各項及び第一条第三項の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらず払戻しを受ける額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

二 前号に掲げる金額のほか、手数料その他の移動の中止又は変更に伴い支給する必要があるものとして公正取引委員会が認めた額

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。